行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	森林政策課	整理番号	1-3
許認可等の種類	森林経営計画の認定				
根拠法令条例 等·条項	森林法 第11条第5項				
許認可等の概要	森林所有者等は、自らが森林の経営を行う森林であってこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき、単独又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、5年を1期とする森林経営計画を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長(2以上の市町村にわたる場合には都道府県知事。以下同じ)に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。 市町村の長は、当該森林経営計画の内容が法第11条第5項に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨を認定するものとする。				
審査基準(未設定の場合はその理由)	「森 1 1 第 2 2 3 3 4 4 第 3 2 2 3 3 4 4 第 3 2 2 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	項」 現がる長期の方針があるまでにあるまでにあるまでにあるまでにあるまでにおいる計画の対したの象と、一個では、一名のの関系をは、一名のの関系をは、一名のの関系をは、一名のの関系をは、一名のののののののののの方が、一名のでは、 一名のでは、	計画制度運営要領 が、森林経営計画の対 る事項が、次に掲記されると認めます。 はのの請求をした認められる。 はの要扱い の要扱い であるたことを証すする。 はののもののもののもののもののものである。 とをでは、ことをいるともでは、ことをでは、ことをいるともでは、ことをでは、ことをでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいるともでは、ことをいることをいることをいることをいることをいる。ことをいることをいることをいることをいることをいることをいることをいることをいる	対象とする森林の整 る区分に応じ、それられること。 かられること。 かられることを作業はい当該森林経営計 ること。 面の扱い	ぞれ次に定める基 各網の整備の状況 画に従った森林の
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日				
期間の制定根拠	森林法施行規則貿	————— 第34条			